

平成30年3月定例会提出条例のあらまし

● 議案第17号 大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

- ・(1) 非常勤消防団員および非常勤水防団員ならびに消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者および応急措置従事者に対する損害補償に係る補償基礎額について、扶養親族がある場合における加算額を改定します。
- (2) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

● 議案第18号 大東市附属機関条例の一部を改正する条例

- ・(1) 次に掲げる市長の附属機関を新しく設置します。
  - ・大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会
  - ・大東市自殺対策計画策定委員会
  - ・大東市景観審議会
- (2) 個別の附属機関条例に基づき設置されている市長の附属機関を、大東市附属機関条例中において規定します。また、それに伴い次に掲げる個別の附属機関条例を廃止します。
  - ・大東市総合計画審議会条例
  - ・大東市人権擁護施策推進審議会条例
  - ・大東市特別職報酬等審議会条例
  - ・大東市児童福祉審議会条例
  - ・大東市退職手当審査会条例
  - ・大東市子ども・子育て会議条例
  - ・大東市住居表示審議会条例
  - ・大東市青少年問題協議会条例
- (3) 既存の附属機関の重複等のため、次に掲げる個別の附属機関条例を廃止します。
  - ・大東市環境審議会条例
  - ・大東市商工業対策審議会条例
- (4) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

● 議案第19号 大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 住居手当の額を変更します。
- (2) 勤勉手当の額を引き下げます。
- (3) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

- 議案第20号 大東市印鑑登録および証明に関する条例の一部を改正する等の条例
  - ・(1) 大東市印鑑登録および証明に関する条例にあっては、印鑑登録証明書について、個人番号カードを利用してコンビニ等に設置されている端末機から交付を受けることができる旨の規定を加え、自動交付機から交付を受けることができる旨の規定を削ります。
  - (2) 大東市住民基本台帳カードの利用に関する条例にあっては、(1)の理由により自動交付機の稼働を終了させることから、住民基本台帳カードの印鑑登録証および市民カードとしての利用を廃止するため、条例を廃止します。
  - (3) この条例は、規則で定める日から施行します。
  
- 議案第21号 大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例
  - ・(1) 預かり保育の実施時間を午後6時まで延長します。
  - (2) 次に掲げる区分に応じた預かり保育料を規定します。
    - ・教育時間の終了後から午後4時30分まで 日額200円
    - ・教育時間の終了後から午後6時まで 日額400円
  - (3) この条例は、平成30年4月1日から施行します。
  
- 議案第22号 大東市指定居宅介護支援事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例
  - ・(1) 指定居宅介護支援事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定めるため、条例を制定します。
  - (2) この条例は、平成30年4月1日から施行します。
  
- 議案第23号 大東市手数料条例の一部を改正する条例
  - ・(1) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請および指定の更新の申請に関する手数料について規定します。
  - (2) この条例は、平成30年4月1日から施行します。
  
- 議案第24号 大東市介護保険条例の一部を改正する条例
  - ・(1) 介護保険料を改定し、平成30年度から平成32年度までの介護保険料（38,280円～168,432円）について規定します。

- (2) 介護保険法第202条第1項の規定に基づく調査に応じなかった場合において、過料を科する対象となる被保険者の範囲を拡大します。
- (3) この条例は、平成30年4月1日から施行します（一部を除く。）。

● 議案第25号 大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- ・(1) 国民健康保険事業において、大阪府も事業の運営主体となることに伴い、国民健康保険税の課税額を変更します。
- (2) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

● 議案第26号 大東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 住所地特例の適用を受ける国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となった場合について、後期高齢者医療制度の住所地特例の適用を受けることができる旨を規定します。
- (2) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

● 議案第27号 大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場について、自動二輪車を定期駐車として利用できる旨の規定をします。
- (2) 定期駐車として利用する自動二輪車について、次に掲げる区分に応じた駐車料金を規定します。
- ・総排気量が50CCを超え125CC以下のもの
- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1か月 | 3,300円 | 3か月 | 9,000円 |
|-----|--------|-----|--------|
- ・総排気量が125CCを超えるもの
- |     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1か月 | 4,000円 | 3か月 | 10,800円 |
|-----|--------|-----|---------|
- (3) この条例は、平成30年5月1日から施行します。

[当初追加議案]

● 議案第28号 大東市公民連携に関する条例

- ・(1) 公民連携事業に係る基本理念および基本方針ならびに公民連携事業を進めるに当たり、特定公民連携事業および特定公民連携事業推進法人の選定方法等必要な手続き等について規定します。
- (2) この条例は、平成30年4月1日から施行します（一部を除く。）。